

<国の動き>

・令和元年5月「食品ロスの削減の推進に関する法律」制定

・令和2年3月「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」閣議決定

・令和5年12月「食品ロス削減目標達成に向けた施策パッケージ」策定

- ①未利用食品等の提供の促進…食品寄付ガイドラインの作成（令和6年度末）
- ②外食…食べ残し持ち帰りガイドラインの策定（令和6年度末）
- ③食品廃棄物の排出削減の促進

・令和7年3月25日第2次基本方針「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」閣議決定

・令和7年3月14日「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」策定

・脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動「デコ活」（令和5年7月）の中でデコ活ゼロアクションの1つとして食品ロス削減を呼び掛け



・食品ロス削減、食品寄附促進、食品アクセス確保の3つの施策を包括する概念を「食の環」と呼ぶ「食の環」プロジェクト取りまとめ（令和6年7月）



<国の基本的施策（第1次基本方針からの主な変更点）>

国 食品ロスの削減の目標

2000年度比で2030年度までに

家庭系食品ロスは**50%減**早期達成 ←あと20万トン削減(目標:216万トン、R4:236万トン)  
 事業系食品ロスは**60%減**【新規】 ←あと17万トン削減(目標:219万トン、R4:236万トン)

(3)表彰、(5)情報の収集及び提供

(1)教育及び学習の振興、普及啓発等

【新規】

- ・食品ロス削減、食品寄附促進及び食品アクセス確保の三つの施策を「食の環(わ)」プロジェクトとして一元的に発信。
- ・「**食べ残し持ち帰り促進ガイドライン**」に基づき、消費者の自己責任を前提とした持ち帰りの周知。
- ・脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動「**デコ活**」の推進及びmottECOの普及啓発。
- ・地方公共団体での食品ロス削減の取組状況の公表などを通じた、地域での取組の底上げ・横展開。
- ・地域等において食品ロスの削減を担う人材となる**食品ロス削減推進サポーター**の育成。
- ・未就学児を対象に食育等の取組を進めるため、保育所、幼稚園等において**栄養士・管理栄養士**や**栄養教諭**を配置。
- ・国際的な組織との連携を通じた先駆的取組の共有により、**国際展開を推進**。

(2)食品関連事業者の取組に対する支援

【新規】

- ・「食品廃棄物等の発生抑制に向けた取組の情報連絡会」において、納品期限の見直しや賞味期限の安全係数の見直し及び大括り表示への見直しについて周知・徹底し、**商慣習の見直しを推進**。
- ・食べ残し持ち帰りに関する留意事項について「**食べ残し持ち帰り促進ガイドライン**」に基づき周知。
- ・mottECO導入事例の知見・ノウハウの周知。
- ・「**食品期限表示の設定のためのガイドライン**」の改正内容の周知及び取組の促進。
- ・企業における発生抑制等の具体的な取組内容が公表される仕組みの検討。

【拡充】

- ・ICT、AI等の新技術の活用といったDXの推進による食品ロス削減及び食品寄附の取組の促進。

(4)実態調査及び調査・研究の推進

【新規】

- ・**事業者の災害時用備蓄食料の廃棄量の実態把握**と有効活用の検討。
- ・家庭系食品ロスの発生要因に応じた効果的な削減策の整理、地域の関係主体向け手引きの取りまとめ。

【拡充】

- ・食品ロス発生量及びその経済損失・環境負荷（温室効果ガス排出量）の推計の継続的な実施。

(6)未利用食品等を提供するための活動(食品寄附)の支援等

【新規】

- ・食品寄附活動の社会的信頼の向上と活動定着のための「**食品寄附ガイドライン**」の普及啓発。
- ・一定の管理責任を果たすことができるフードバンク活動団体等を特定するための仕組みを構築。
- ・社会全体のコンセンサスの醸成等を踏まえ、食品寄附に伴って生ずる民事責任の在り方について、最終受益者の被害救済にも配慮した法的措置を講ずることを目指す。
- ・食品寄附を行う事業者の取組を促進するため、**税制上の取扱いの周知**や**企業版ふるさと納税**を活用した食品寄附の優良事例を発信。
- ・**フードバンク団体等**を介した食品寄附を促進するための支援の強化。

<基本的施策を踏まえた富山県の計画見直し内容>

県 食品ロスの削減の目標

**県民1人1日当たり食品ロス量 78g**（家庭系:46g、事業系:32g）

<考え方>

国の基本方針と同様に2000年比で2030年度までに家庭系食品ロスで50%、事業系食品ロスで60%削減する考え方を採用。  
直近の2022年度を基準年度として2030年度の目標値を算出。



(新) 国が推進する「**食の環(わ)**」プロジェクトに基づき、地域における食品ロスの削減、食品寄附促進及び食品アクセス確保の3つの施策にむけた取組を促進します。(P23第4章3)

(新) 持ち帰りは「自己責任」であることを前提に、国が令和6年12月に作成した「**食べ残し持ち帰り促進ガイドライン**」の周知(P21第4章2)

・食品ロス等の削減効果を検証し、結果の共有を図り、食品ロス等の削減の取組の拡大に努める(P17第4章1)

(新) 2030年の持続可能な開発目標(SDGs)の達成や2050年カーボンニュートラルに向けた社会的潮流を踏まえ、小学校等での地球温暖化・「デコ活」・食品ロスに関する環境学習や、食品ロス削減推進サポーター育成講座の受講支援など**環境教育・人材育成**に取り組む。(P20第4章2)

(新) 児童生徒に対し、**学校給食や教科学習等を通じて**食品ロスの削減に関する理解と実践を促す。(P19第4章2)

(拡) 県内フードチェーン全体での商慣習見直しを図るため、商慣習見直し宣言事業者の登録については、登録拡大に努める。(P21第4章2)

(新) **安全係数の見直し**等による賞味期限の延長に努めるとともに、賞味期限表示の大括り化(年月表示・日まとめ表示)を推進。(P25第5章2)

(新) **事業者の災害備蓄食料**について、関係団体等を通じて**フードバンク活動団体等への寄附を案内**するなど周知に努める。(P23第4章3)

・定期的に県内の食品ロス等の発生状況に関する実態把握調査を実施し、削減対策の効果を検証する。(P17第4章1)

(新) 令和6年12月に作成された「**食品寄附ガイドライン**」に基づいた未利用食品等の有効活用を促進。(P23第4章3)

(新) フードバンク利用促進に向けた**地域や団体との連携**を推進。(P23第4章3)

(新) フードドライブは**実施団体の支援**、常設窓口設置等による**環境整備及び認知度向上**に向けた啓発。(P23第4章3)